## 交通政策審議会海事分科会船員部会 全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会 議事次第

平成30年8月20日(月)

13:00 ~ 14:30

3号館11階海上保安庁会議室

#### 1. 開 会

#### 2. 議事

議題1. 専門部会長の選任について

議題2. 内航鋼船運航業最低賃金を取り巻く状況について

議題3. 全国内航鋼船運航業最低賃金の改正について

#### 3. 閉 会

# 全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会委員名簿 (敬称略、五十音順)

#### (公益を代表する委員)

庄司 るり 東京海洋大学学術研究院 海事システム工学部門教授

野川 忍 明治大学法科大学院 法務研究科教授

#### (関係船員を代表する委員)

平岡 英彦 全日本海員組合 中央執行委員

和田 文男 全日本海員組合 国内局国内部長

#### (関係使用者を代表する委員)

蔵本由紀夫 全国海運組合連合会 副会長

山本 廣 船主団体内航労務協会 専務理事・事務局長

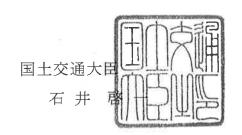
# 配布資料一覧

資料 1	交通政策審議会への諮問について1
	諮問第310号「船員に関する特定最低賃金(全国内航鋼船運航業最低賃金及び
	海上旅客運送業最低賃金)の改正について」
資料2	全国内航鋼船運航業最低賃金2
	(平成8年10月30日運輸省最低賃金公示第5号)
資料3	内航海運業の概要5
資料4	最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数10
資料5	全国内航鋼船運航業船員賃金実態調査11
資料6	全国内航鋼船運航業の最低賃金の改正状況12
資料7	最低賃金の改正に係る参考資料13
	<ul><li>内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金決定状況(地方運輸局長等関係) 14</li></ul>
	<ul><li>費目別、世帯人員別標準生計費(平成30年4月)15</li></ul>
	<ul><li>消費者物価指数(10大費目)16</li></ul>
	・ 決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数 17
	・ 地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額18
	<ul><li>地域別最低賃金額改定の目安の推移19</li></ul>
	<ul><li>地域別最低賃金額一覧</li></ul>
	<ul><li>給与勧告の実施状況等</li></ul>



国海員第153号 平成30年7月12日

交通政策審議会 会 長 古賀 信行 殿



#### 交通政策審議会への諮問について

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第35条第7項の規定に基づき、 下記事項について諮問する。

記

#### 諮問第310号

船員に関する特定最低賃金(全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送 業最低賃金)の改正について

#### 諮問理由

全国内航鋼船運航業最低賃金(平成8年運輸省最低賃金公示第5号)、海上旅客運送業最低賃金(平成8年運輸省最低賃金公示第6号)を改正することについて、最低賃金法第35条第7項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

#### 全国内航鋼船運航業最低賃金

平成8年10月30日 平成8年運輸省最低賃金公示第5号 一部改正平成9年10月31日 平成9年運輸省最低賃金公示第5号 一部改正平成10年11月2日 平成10年運輸省最低賃金公示第2号 一部改正平成13年11月1日 平成13年国土交通省最低賃金公示第2号 一部改正平成18年12月1日 平成18年国土交通省最低賃金公示第2号 平成20年国土交通省最低賃金公示第2号 一部改正平成20年12月1日 一部改正平成26年3月3日 平成26年国土交通省最低賃金公示第2号 一部改正平成26年11月20日 平成26年国土交通省最低賃金公示第4号 一部改正平成27年12月2日 平成27年国土交通省最低賃金公示第2号 一部改正平成28年11月28日 平成28年国土交通省最低賃金公示第2号 一部改正平成29年12月8日 平成29年国土交通省最低賃金公示第2号

#### 1 適用する地域

全国

2 適用する使用者

船員法(昭和22年法律第100号)第1条に規定する船舶であって、国内各港間のみを航海する鋼船(次の各号に掲げるものを除く。)の船舶所有者(船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。)

- (1) はしけ
- (2) 内航海運業法(昭和27年法律第151号)第2条第1項各号に掲げる船舶
- (3) 海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶
- (4) 平水区域を航行区域とする船舶及び沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶
- 3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む職員(船長を含む。以下同じ。)及び部員

4 前項の船員に係る最低賃金額(月額)

(1) 職員

247,150円

ただし、次の表の左欄に掲げる船舶職員養成施設の課程を修了した職員であって、当該課程修了後の勤務期間がそれぞれ同表右欄に掲げる期間に満たない者については、230,700円とする。

海員学校(独立行政法人海員学校を含む。以下同じ。)本科	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校	
の課程	4年6月
海員学校乗船実習科	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程乗船実習科	4年
海上保安学校本科	
海員学校インターンシップ課程(本科)	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程	
(本科)	3年6月
海員学校専修科	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校	
専攻科の課程	

海技大学校(独立行政法人海技大学校を含む。以下同じ。) 海技士科	
(三級海技士(航海科、機関科)第四)	
海技大学校海上技術科(航海科、機関科)	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース	
(航海、機関)	2年6月
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた商船高等専門学	
校(独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。)の課程	
海員学校インターンシップ課程(専修科)	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程	
(専修科)	2年
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース	
(航海専修、機関専修)	6月

(2) 部員 188,550円

ただし、海上経歴3年未満の部員については、179,250円とする。

この場合において、海上経歴を計算するときは、海員学校の専科、専修科、司ちゅう・事務科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科の卒業者については3年を、その他の海員学校の卒業者又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科の卒業者についてはその修業年限の期間を、船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程の卒業者については2年を、その他の高等学校卒業者については1年を、それぞれ海上経歴とみなす。

- 5 最低賃金に算入しない賃金
  - (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれらの労働に対応する部分の能率給、歩合給など
  - (2) 夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金
  - (3) 臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当など
  - (4) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
  - (5) 1か月を超える期間毎に支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる 賃金
  - (6) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則(平成9年運輸省最低賃金公示第5号)

- この公示は、平成9年11月30日から効力を生ずる。 附 則(平成10年運輸省最低賃金公示第2号)
- この公示は、平成10年12月2日から効力を生ずる。

附 則(平成13年国土交通省最低賃金公示第2号)

- この公示は、平成13年12月1日から効力を生ずる。
  - 附 則(平成18年国土交通省最低賃金公示第2号)
- この公示は、平成18年12月31日から効力を生ずる。 附 則(平成20年国土交通省最低賃金公示第2号)
- この公示は、平成20年12月31日から効力を生ずる。

附 則(平成26年国土交通省最低賃金公示第2号)

この公示は、平成26年4月2日から効力を生ずる。

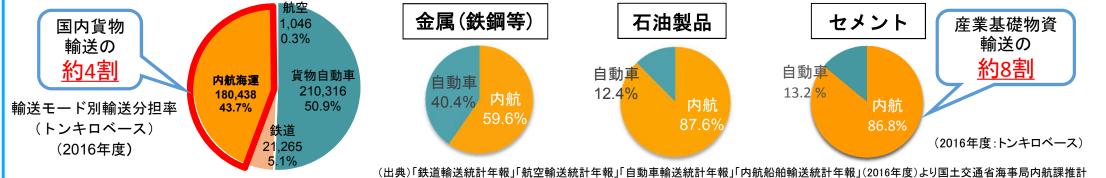
附 則 (平成26年国土交通省最低賃金公示第4号) この公示は、平成26年12月20日から効力を生ずる。 附 則 (平成27年国土交通省最低賃金公示第2号) この公示は、平成28年1月1日から効力を生ずる。 附 則 (平成28年国土交通省最低賃金公示第2号) この公示は、平成28年12月28日から効力を生ずる。 附 則 (平成29年国土交通省最低賃金公示第2号) この公示は、平成29年国土交通省最低賃金公示第2号) この公示は、平成30年1月7日から効力を生ずる。

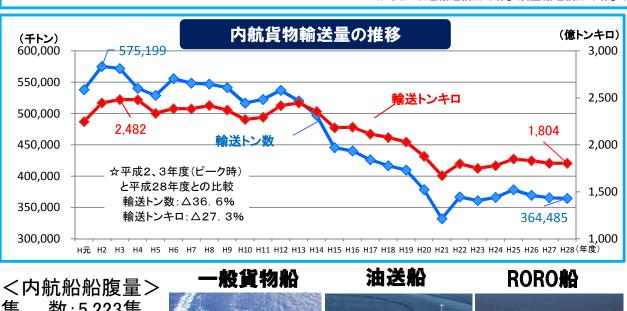
# 内航海運業の概要

# 国土交通省海事局 平成30年8月

# 内航海運の現状

- 内航海運は、国内貨物輸送全体の約4割、産業基礎物資輸送の約8割を担う我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的 輸送インフラである。
- 一方、産業基礎物資輸送が輸送需要の大宗を占めることから、国内需要の縮小、国際競争の進展等により、<u>内航貨物全体の</u> 輸送量はピーク時に比べ27%(輸送トンキロベース)減少となっている。

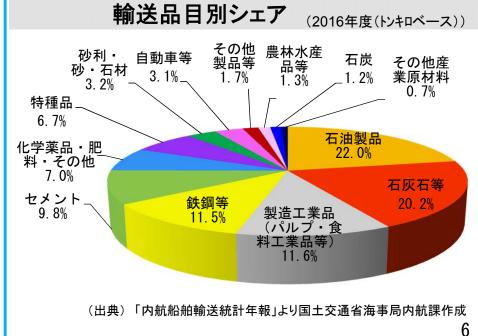




<内航船船腹量> 隻 数:5,223隻 総トン数:3,795千分 (2017年度末現在)

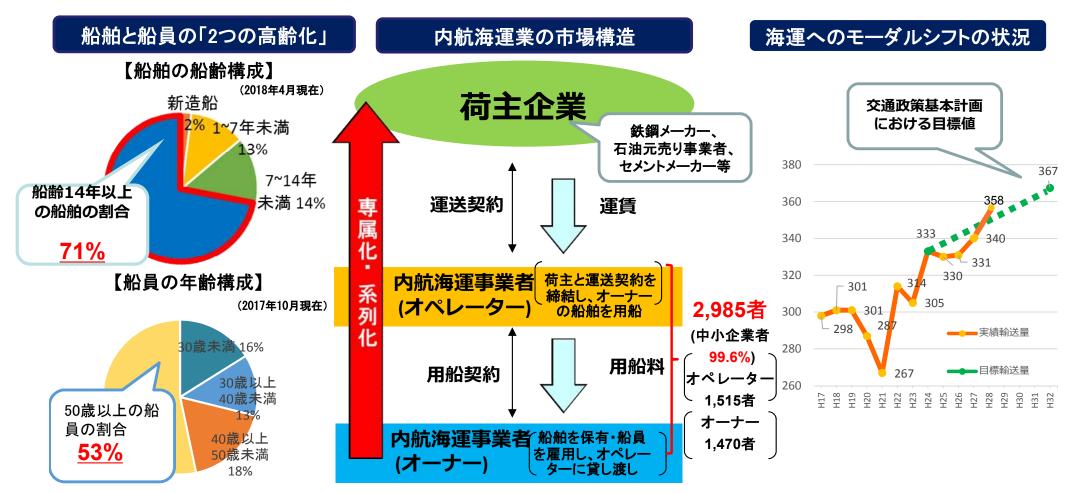
# AX E IVAL





# 内航海運の課題

- 内航海運は船齢14年(法定耐用年数)以上の船舶が全体の7割を占めるという「船舶の高齢化」、50歳以上の船員の割合が5割を超えるという「船員の高齢化」の「2つの高齢化」という構造的課題を抱えている。
- 内航海運の市場構造は、<u>寡占化された荷主企業-オペレーター-オーナーの専属化・系列化が固定化</u>しており、<u>事業者の</u> 99.6%は中小企業であり、その事業基盤は脆弱。
- 一方、CO2削減等の観点から、<u>更なるモーダルシフトの推進が求められている(「交通政策基本計画」(2015年2月13日閣議決定)において2020年度までにモーダルシフト貨物の輸送量を367億トンキロ(2012年度比10%増)とすることとされている。)。</u>



# 「内航未来創造プラン (2017年6月策定)の概要

- 内航海運が今後も産業基礎物資の輸送やモーダルシフトを担う基幹的輸送インフラとして機能する必要があること、社会全体 で生産性向上が求められていることから、現下の内航海運を巡る諸課題の早期解決のために、まず、内航海運が目指すべき 将来像を明確化した上で対策を講じる必要がある。このため、目指すべき将来像として「安定的輸送の確保」と「生産性向上」 の2点を軸として位置づけ。
- それぞれの実現に向け、「内航海運事業者の事業基盤の強化」「先進的な船舶等の開発・普及」「船員の安定的・効果的な確 保・育成」等の具体的施策を盛り込むとともに、それぞれの施策についてスケジュールを明示。

目指すべき将来像

# たくまし

本を支え

進化す

3. 船員の安定的・効果的な

確保•育成

○高等海技教育の実現に向けた船員の

• (独)海技教育機構における教育改革(質が 高く、事業者ニーズにマッチした船員の養

行政・業界・全ての関係者が 変革し、未来創告

生産性向上

安定的輸送の確保

<将来像の実現のための具体的施策>

- 1. 内航海運事業者の 事業基盤の強化
- 〇船舶管理会社の活用促進
- 「国土交通大臣登録船舶管理事業者」登録 制度の創設(2018~)
- ○荷主・海運事業者等間の連携に よる取組強化
- 「安定・効率輸送協議会」の設置(2017~)
- ○新たな輸送需要の掘り起こし
- 「海運モーダルシフト推進協議会」の設置 (2017~)
- •モーダルシフト船の運航情報等の一括検索 システムの構築(2017~)
- ○港湾インフラの改善・港湾における物流 ネットワーク機能の強化等

#### 2. 先進的な船舶等の 開発•普及

- OIoT技術を活用した船舶の開発・普及 ~内航分野のi-Shippingの具体化~
- 〇円滑な代替建造の支援
- (独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船 舶共有建造制度による優遇措置の拡充
- 〇船舶の省エネ化・省CO2化の推進
- 内航船「省エネ格付け」制度の創設・普及 (2017~暫定試行、2019~本格導入)
- 代替燃料の普及促進に向けた取組 (「先進船舶」としてのLNG燃料船の普及促進)
- 〇造船業の生産性向上

#### 4. その他の課題への対応

- 自動運航船の実用化(2025年目途)
- - $(2018\sim)$
- ○船員のための魅力ある職場づくり

教育体制の抜本的改革

成)

- 499総トン以下の船舶の居住区域を拡大 しても従前の配乗基準を適用するための検 討、安全基準の緩和
- 船内で調理できる者の人材の確保
- 船員派遣業の許可基準の見直し(2017~)等
- ○働き方改革による生産性向上
- 船員配乗のあり方の検討(2017~)

○海事思想の普及

- 〇内航海運暫定措置事業の現状と今後の見通し等を踏まえた対応
- ○船舶の燃料油に含まれる硫黄分の濃度規制への対応

箬

# 「内航未来創造プラン」の効果 ~将来像のみならず、具体的施策、スケジュール、指標を設定し着実に実施~

#### 現状の課題

船舶・船員の「2つの高齢化」

・船舶:14年以上の船舶が72%・船員:50歳以上の船員が55%

専属化·系列化された産業構造 中小企業が多く脆弱な事業基盤

モーダルシフトや地球環境問題にも対応が必要

輸送需要が減少傾向の中、事業基盤 の脆弱な内航海運事業者のみの取組 では、上記のような課題の解決が困難

自力での輸送力の再生産・ 高度化が困難

## 「内航未来創造プラン」の主な施策

- ■自動運航船等の先進船舶の開発・普及
- ⇒先進技術による作業効率化・省力化
- ■船舶共有建造制度による船舶建造支援 ⇒船舶の円滑な代替建造
- ■船員教育体制改革・船員配乗のあり方検討
  - ⇒船員の養成拡大・教育高度化、生産性向上
- ■「国土交通大臣登録船舶管理事業者」(仮 称) 登録制度の創設
  - ⇒集約的な船舶管理による業務の効率化
- ■「安定・効率輸送協議会」(仮称)の設置
  - ⇒荷主企業等との連携の強化
- ■「海運モーダルシフト推進協議会」(仮称)設置
  - ⇒荷主企業等との連携による海運利用推進
- ■モーダルシフト船ー括情報検索システム構築
- ⇒荷主企業等のモーダルシフト検討を容易に
- ■内航船「省エネ格付け制度」の創設
  - ⇒省エネ性能「見える化」により省エネ船普及

#### 将来像(概ね10年後目途)

- ■先進船舶による効率性向上
- ■円滑な代替建造促進
- ■若年船員の確保・育成促進 <目標>
- ・内航船の平均総トン数:20%増
- 内航船員一人・一時間当たりの輸送量:17%増
- ■事業基盤の強化
- ■荷主等との連携強化
- <目標>
- ・産業基礎物資の国内需要量に対する内航 海運の輸送量の割合:5%増
- ・内航海運の総積載率:5%増
- ■モーダルシフトの一層推進
- ■省エネ化・省CO2化の推進
- <目標>
- ・海運によるモーダルシフト貨物輸送量:23%増

荷主等との連携、技術革新を通じた 「安定的輸送の確保」・ 「生産性向上」の実現

## 最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数

(平成30年4月1日現在)

業種			内航鋼船	公運航業 公運航業	-4月「口現任)
局別		事業者数	船舶数(隻)	船員数(人)	組織船員数(人)
	① (H30.4.1)	27	47	444	285
北海道運輸局	② (H29.4.1)	27	50	445	273
	① - ②	0	△ 3	△ 1	12
	① (H30.4.1)	31	67	466	305
東北運輸局	② (H29.4.1)	31	71	440	276
	1 - 2	0	△ 4	26	29
	① (H30.4.1)	86	219	2,856	2,149
関東運輸局	② (H29.4.1)	87	219	2,806	2,146
	1 – 2	△ 1	0	50	3
	① (H30.4.1)	7	24	130	72
北陸信越運輸局	② (H29.4.1)	7	21	127	68
	1 - 2	0	3	3	4
	① (H30.4.1)	48	104	884	238
中部運輸局	② (H29.4.1)	51	105	942	248
	① - ②	△ 3	△ 1	△ 58	△ 10
	① (H30.4.1)	83	233	1,897	586
近畿運輸局	② (H29.4.1)	82	230	1,920	598
	1 - 2	1	3	△ 23	△ 12
	① (H30.4.1)	118	226	1,536	589
神戸運輸監理部	② (H29.4.1)	120	241	1,593	610
	1 - 2	△ 2	△ 15	△ 57	△ 21
	① (H30.4.1)	260	508	3,614	415
中国運輸局	② (H29.4.1)	261	495	3,525	484
	1 - 2	Δ1	13	89	△ 69
	① (H30.4.1)	344	683	5,330	336
四国運輸局	② (H29.4.1)	350	686	5,347	348
	① - ②	△ 6	△ 3	△ 17	△ 12
	① (H30.4.1)	379	705	5,183	1,463
九州運輸局	② (H29.4.1)	386	757	5,035	1,445
	① - ②	△ 7	△ 52	148	18
\_ \/# \/\\ \ \ <del></del>	① (H30.4.1)	14	34	360	271
沖縄総合事務局	② (H29.4.1)	14	34	356	262
	① - ②	0	0	4	9
=1	① (H30.4.1)	1,397	2,850	22,700	6,709
計	② (H29.4.1)	1,416	2,909	22,536	6,758
	1 – 2	△ 19	△ 59	164	△ 49

#### 全国内航鋼船運航業船員賃金実態調査

#### 【職員】

	年 齢	本給	計
賃金が最も高かった者	55歳	800, 000円	800, 000円
賃金が最も低かった者	68歳	110,000円	197, 700円
平均	49. 7歳	284, 860円	453, 012円
人数	658人		

#### 【部員】

	年 齢	本給	計
賃金が最も高かった者	60歳	235, 000円	516, 450円
賃金が最も低かった者	(海上経験3年以上) 23歳 (海上経験3年未満) 19歳	185, 000円	201, 500円 180, 000円
平均	40. 8歳	214, 080円	327, 434円
人数	194人		

#### 資料説明

- 1 国土交通大臣が決定する内航鋼船運航業最低賃金の適用を受ける船舶のうち、未組織船に乗組む船員に対し、平成30年5月に支給された賃金の実態について調査したものである。
- 2 調査は未組織船員を対象に、139隻(職員658人、部員194人)について回収集計した。
- 3 表中の「計」は、本給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計額である。

# 全国内航鋼船運航業の最低賃金の改正状況

年度		最低賃	 賃金額	
年及 	職員A	職員B	部員A	部員B
平成8年	238,800円	221,200円	180,150円	171,700円
平成9年	240,050円	223,600円	181,050円	172,300円
平成10年	240,950円	224,450円	181,800円	172,950円
平成13年	241,400円	224,950円	182,100円	_
平成18年	_	_	_	_
平成20年	_	_	182,850円	173,700円
平成25年	242,350円	225,900円	183,750円	174,450円
平成26年	243,350円	226,900円	184,750円	175,450円
平成27年	245,150円	228,700円	186,550円	177,250円
平成28年	246,150円	229,700円	187,550円	178,250円
平成29年	247,150円	230,700円	188,550円	179,250円

# 最低賃金の改正に係る参考資料

## 内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金決定状況(地方運輸局長等関係)

(単位:円)

区分	決定公示 年月日	職員A	職員B	はしけ長	部員A	部員B
北海道	H30.2.19	246,800	230,350		187,600	178,450
東北	H30.3.6	247,100	230,650		187,900	178,750
関東	H30.2.19	247,450	230,700		188,850	179,250
北陸信越	H30.2.19	247,150	230,700		188,550	179,250
中部	H30.3.6	247,500	231,050		188,900	179,600
近畿	H30.3.19	247,650	231,200	247,650	188,900	179,600
神戸	H30.5.17	247,550	231,100	247,550	188,900	179,600
中国	H30.3.6	247,450	230,700	247,450	188,850	179,350
四国	H30.3.6	247,450	230,900	247,450	188,850	179,450
九州	H30.4.3	247,150	230,700	247,150	188,550	179,250
沖縄	H30.3.19	247,150	230,700		188,550	179,250

#### 費目別、世帯人員別標準生計費(平成30年4月)

単位:円

					単位∶门
世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
	25,490	40,770	50,640	60,510	70,380
食料費	(25,350)	(44,690)	(52,320)	(59,960)	(67,590)
	140	-3,920	-1,680	550	2,790
	47,720	52,300	47,030	41,750	36,480
住居関係費	(46,690)	(57,620)	(49,200)	(40,780)	(32,360)
	1,030	-5,320	-2,170	970	4,120
	2,580	9,010	10,350	11,690	13,020
被服∙履物費	(2,640)	(6,620)	(8,620)	(10,620)	(12,620)
	-60	2,390	1,730	1,070	400
	32,860	29,680	55,050	80,430	105,800
雑費I	(33,300)	(45,020)	(62,030)	(79,060)	(96,070)
	-440	-15,340	-6,980	1,370	9,730
	8,280	18,930	23,450	27,970	32,480
雑費Ⅱ	(8,580)	(24,990)	(27,090)	(29,200)	(31,300)
	-300	-6,060	-3,640	-1,230	1,180
計	116,930	150,690	186,520	222,350	258,160
前年	116,560	178,940	199,260	219,620	239,940
対前年増減	370	-28,250	-12,740	2,730	18,220
対前年比 (前年100)	100.3	84.2	93.6	101.2	107.6

- ※ 費目欄の( )の数字は、前年金額を示す。
- ※ 費目欄の下段は、対前年との差額を示す。
- ※ 各費目の構成項目

食料費 食料

住居関係費 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 被服及び履物

雜費 I 保健医療、交通·通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

資料出所:「平成29年人事院勧告(参考資料)」、「平成30年人事院勧告(参考資料)」

消費者物価指数(10大費目)

	年平均	総合	食料	住居	光熱• 水道	家具· 家事用品	被服及び 履物	保健 医療	交通• 通信	教育	教養 娯楽	諸雑費
	ウエイト	10000	2623	2087	745	348	412	430	1476	316	989	574
	25年	96.6	93.4	99.9	96.6	94.9	95.8	98.1	99.4	96.6	94.6	95.5
指数	26年	99.2	97.0	100.0	102.6	98.5	97.8	99.1	102.0	98.4	98.1	99.0
27	27年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年 100	28年	99.9	101.7	99.9	92.7	99.6	101.8	100.9	98.0	101.6	101.0	100.7
	29年	100.4	102.4	99.7	95.2	99.1	102.0	101.8	98.3	102.2	101.3	100.9
	25年	0.4	△ 0.1	△ 0.4	4.6	△ 2.2	0.3	△ 0.6	1.4	0.5	Δ 1.0	1.2
対前	26年	2.7	3.8	0.0	6.2	3.8	2.2	1.0	2.6	1.9	3.7	3.7
対前年比	27年	0.8	3.1	0.0	Δ 2.6	1.5	2.2	0.9	△ 1.9	1.6	1.9	1.0
%	28年	△ 0.1	1.7	△ 0.1	△ 7.3	△ 0.4	1.8	0.9	△ 2.0	1.6	1.0	0.7
	29年	0.5	0.7	△ 0.2	2.7	△ 0.5	0.2	0.9	0.3	0.6	0.4	0.3
	29年1月	100.0	102.7	99.8	92.4	100.1	98.8	100.8	98.4	101.9	100.2	100.7
	2月	99.8	102.2	99.7	93.0	100.2	99.4	100.7	97.9	101.9	100.3	100.5
	3月	99.9	101.9	99.8	93.6	98.9	101.4	100.8	97.8	101.9	101.0	100.7
	4月	100.3	102.1	99.8	94.4	99.6	103.4	101.1	98.2	102.5	101.5	101.0
	5月	100.4	102.0	99.7	95.8	99.4	103.4	101.3	98.3	102.5	101.8	101.0
	6月	100.2	102.0	99.7	96.1	99.0	103.0	101.2	98.3	102.2	100.9	100.8
月別	7月	100.1	101.7	99.7	96.1	98.7	100.1	101.3	98.5	102.2	100.9	100.9
月別指数	8月	100.3	102.0	99.7	96.0	98.4	99.2	103.0	98.2	102.2	102.6	101.1
27	9月	100.5	102.9	99.7	96.2	98.1	103.6	103.0	97.8	102.3	101.3	101.0
年 100	10月	100.6	102.2	99.7	96.4	99.1	104.1	102.8	98.4	102.3	101.9	101.1
	11月	100.9	103.2	99.7	96.4	99.1	104.4	102.7	98.9	102.3	101.8	101.2
	12月	101.2	104.3	99.6	96.5	98.8	103.2	102.6	99.2	102.3	101.8	101.2
	30年1月	101.3	105.9	99.6	96.6	98.9	99.4	102.4	99.1	102.3	100.7	101.2
	2月	101.3	105.3	99.6	97.0	98.5	99.8	102.6	99.4	102.3	101.5	101.1
	3月	101.0	103.8	99.6	97.3	97.5	101.4	102.5	99.5	102.3	101.5	101.2

資料出所:総務省統計局「平成27年(2015年)基準 消費者物価指数(全国)」

#### 決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

#### 1. 決定方式別の最低賃金決定件数及び適用労働者数

(30.3末現在)

		(0010/14/01/14/	
決 定 方 式	決定件数	適用労働者 数(百人)	
最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金(法第16条)	280	_	
(1) 地域別最低賃金	47	_	
(2) 産業別最低賃金	233	32, 358	
イ 新産業別最低賃金	230	32, 325	下記2-1
① 厚生労働大臣決定分	0	0	
② 都道府県労働局長決定分	230	32, 325	
ロ 従来の産業別最低賃金	3	33	下記2-2
① 厚生労働大臣決定分	1	4	
② 都道府県労働局長決定分	2	29	

#### 2. 産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

2-1 新産業別最低賃金 (30.3末現在)

	<u> </u>	区.			(30.3不迟任)
	業	種	決定件数	適用使用者 数(百人)	適用労働者 数(百人)
	食料品·飲料製造業関係		7	4	168
	繊維工業関係		5	8	137
製	木材・木製品製造業関係		1	1	9
12	パルプ・紙・紙加工品製	造業関係	2	1	87
	印刷・同関連産業関係		2	10	112
	塗料製造業関係		4	1	53
	ゴム製品製造業関係		1	1	57
造	窯業·土石製品製造業関	係	4	4	98
	鉄鋼業関係		21	36	1, 463
	非鉄金属製造業関係		9	10	452
	金属製品製造業関係		4	9	120
業	一般機械器具製造業関係		25	247	5, 172
未	精密機械器具製造業関係		7	9	231
	電気機械器具製造業関係		45	254	10, 052
	輸送用機械器具製造業関	係	33	152	8, 674
	小	計	170	747	26, 885
∃⊨	新聞・出版業関係		2	22	395
制	各種商品小売業関係		32	20	2, 696
非製造業	自動車小売業関係		24	240	2, 297
業	自動車整備業関係		1	10	34
*	道路貨物運送業関係		1	3	18
	小	計	60	295	5, 440
	合	計	230	1,042	32, 325

#### 2-2 従来の産業別最低賃金

(30.3末現在)

	以 貝 业		\	
業	種	決定件数	適用使用者 数(百人)	適用労働者 数(百人)
	品製造業関係	1	5	26
道路貨物運送業関係		1	1	3
全国非金属鉱業(厚生労働大臣	決定)関係	1	1	4
合	計	3	7	33

注: 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

資料出所:「平成30年度版最低賃金決定要覧(労働調査会出版局編)」

<sup>2</sup> 適用使用者数及び適用労働者数は、平成26年経済センサスー基礎調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。

#### 地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額 (平成30年3月末現在)

単位:円(件数)

					平位.11(下数)								
事	- 項		年 度	2 9 年度	28年度								
		地	域 別 最 低 賃 金	848 (47)	823 (47)								
			対前年度上昇率(%)	3. 04	3. 13								
			食料品・飲料製造業関係	780 (7)	766 (7)								
			繊維工業関係	778 (5)	762 (5)								
	新		木材・木製品製造業関係	840 (1)	824 (1)								
	75/1	製	パルプ・紙・紙加工品製造業関係	812 (2)	804 (2)								
特			殺	殺	印刷・同関連産業関係	782 (2)	771 (2)						
	産		<b>塗料製造業関係</b>	922 (4)	908 (4)								
定			ゴム製品製造業関係	862 (1)	847 (1)								
7	All C	造	窯業・土石製品製造業関係	864 (4)	846 (4)								
	業		鉄鋼業関係	910 (21)	891 (22)								
最			非鉄金属製造業関係	851 (9)	840 (9)								
	別別		金属製品製造業関係	877 (4)	862 (4)								
Irt	,,,,	業	一般機械器具製造業関係	879 (25)	865 (25)								
低			精密機械器具製造業関係	869 (7)	852 (7)								
	最		電気機械器具製造業関係	855 (45)	839 (45)								
賃			輸送用機械器具製造業関係	895 (33)	880 (33)								
	低		小 計	875 (170)	859 (171)								
	12		新聞・出版業関係	856 (2)	856 (2)								
金		非	各種商品小売業関係	813 (32)	806 (31)								
(	賃	造	造		造	自動車小売業関係	857 (24)	849 (24)					
<b>※</b>													
1,		$\mathcal{K}$	道路貨物運送業関係	910 (1)	910 (1)								
2	金		小 計	835 (60)	827 (59)								
			合 計	868 (230)	854 (230)								
			対前年度上昇率(%)	1. 64	1.67								
		旧	産業別最低賃金	805 (2)	804 (2)								
			総合計	868 (232)	854 (232)								

<sup>※1</sup> 本表の金額は、各都道府県に設定されている特定最低賃金の全国加重平均時間額であり、()内は設定件数である。

<sup>※2</sup> 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

全国を適用地域とする新産業別最低賃金 (厚生労働大臣決定)	(0)	(0)
全国を適用地域とする旧産業別最低賃金	(日 額)	(日 額)
(厚生労働大臣決定)	5, 772	5, 772

資料出所:「平成30年度版最低賃金決定要覧(労働調査会出版局編)」

#### 地域別最低賃金額改定の目安の推移

単位:円(%)

								平1	立:円(%)	
ランク (注1、2)	Aランク Bランク		Cランク		Dランク		平均			
年度	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ率	
平成17年度	3	(0.43)	3	(0.45)	3	(0.47)	2	(0.33)	(0.42)	
平成18年度	4	(0.57)	4	(0.60)	3	(0.47)	2	(0.33)	(0.46)	
平成19年度	19	(2. 69)	14	(2.09)	9 ~ 10	(1. 39) ~ (1. 54)	6 ~ 7	(0. 98) ~ (1. 14)	(1. 62)	
平成20年度	15	(2.07)	11	(1.61)	10	(1. 52)	7	(1. 13)	(1.48)	
平成21年度	の解消に	関する考 の地域に	え方によ	り算出さ	れる金額				にた乖離額	
平成22年度	最低賃 きい方の 1. A~	金額 ~Dランク	保護水準	を下回る:	地域につい 質の解消に		-	•	ム較して大 れた金額	
平成23年度	「1.」と 1. A5 2. 答問	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク4円、B~Dランク1円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成24年度	「1.」と 1. Aラ 2. 答問	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク5円、B~Dランク4円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成25年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク12円、C・Dランク10円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額									
平成26年度	「1.」と 1. Aラ 2. 答問	「2.」を ランク 1 9	比較して ) 円、Bラ (示された	大きい方 シンク 1 5	円、Cラ	ンク14	円、Dラ	ンク13		
平成27年度		1.」の金 ランク 1 S		ランク18	3円、C・	Dランク	16円			
平成28年度		1.」の金 ランク 2 5		ランク24	l円、Cラ	ンク22	円、Dラ	ンク21	円	
平成29年度		1.」の金 ランク 2 €		ランク 2 5	5円、Cラ	ンク24	円、Dラ	ンク22	円	
平成30年度		1.」の金 ランク 2 7		ランク 2 6	5円、Cラ	ンク 2 5	円、Dラ	ンク23	円	

- (注)1. 各ランクごとの引上げ額(改定の目安)は、最低賃金(時間額)に対する金額である。
  - 2. A~Dのランクは、各都道府県の経済実態に基づき区分されたもの。
  - 3. 平成26年度の最低賃金額の改定の結果、最低賃金が生活保護水準を下回る地域は解消された。

#### 地域別最低賃金額一覧

	目安が適用	28年度	E最低賃金額	対前年度	29年度	E最低賃金額	対前年度
Č	されるランク	時間額	発効年月日	増減額	時間額	発効年月日	増減額
仝	:国加重平均額	円		円	円		円
-	.凶加里十均領	823		25	848		25
	埼 玉	845	28. 10. 1	25	871	29. 10. 1	26
	千 葉	842	28. 10. 1	25	868	29. 10. 1	26
	東京	932	28. 10. 1	25	958	29. 10. 1	26
A	神奈川	930	28. 10. 1	25	956	29. 10. 1	26
	愛知	845	28. 10. 1	25	871	29. 10. 1	26
	大 阪	883	28. 10. 1	25	909	29. 9.30	26
	茨 城	771	28. 10. 1	24	796	29. 10. 1	25
	栃木	775	28. 10. 1	24	800	29. 10. 1	25
	富山	770	28. 10. 1	24	795	29. 10. 1	25
	山 梨	759	28. 10. 1	22	784	29. 10. 14	25
	長 野	770	28. 10. 1	24	795	29. 10. 1	25
В	静岡	807	28. 10. 5	24	832	29. 10. 4	25
	三重	795	28. 10. 1	24	820	29. 10. 1	25
	滋賀	788	28. 10. 6	24	813	29. 10. 5	25
	京 都	831	28. 10. 2	24	856	29. 10. 1	25
	兵 庫	819	28. 10. 1	25	844	29. 10. 1	25
	広 島	793	28. 10. 1	24	818	29. 10. 1	25
	北海道	786	28. 10. 1	22	810	29. 10. 1	24
	宮 城	748	28. 10. 5	22	772	29. 10. 1	24
	群馬	759	28. 10. 6	22	783	29. 10. 7	24
	新 潟	753	28. 10. 1	22	778	29. 10. 1	25
	石 川	757	28. 10. 1	22	781	29. 10. 1	24
	福井	754	28. 10. 1	22	778	29. 10. 1	24
C	岐 阜	776	28. 10. 1	22	800	29. 10. 1	24
	奈 良	762	28. 10. 6	22	786	29. 10. 1	24
	和歌山	753	28. 10. 1	22	777	29. 10. 1	24
	岡山	757	28. 10. 1	22	781	29. 10. 1	24
	山口	753	28. 10. 1	22	777	29. 10. 1	24
	徳島	716	28. 10. 1	21	740	29. 10. 5	24
	香川	742	28. 10. 1	23	766	29. 10. 1	24
	福岡	765	28. 10. 1	22	789	29. 10. 1	24
	青 森	716	28. 10. 20	21	738	29. 10. 6	22
	岩 手	716	28. 10. 5	21	738	29. 10. 1	22
	秋 田	716	28. 10. 6	21	738	29. 10. 1	22
	山 形	717	28. 10. 7	21	739	29. 10. 6	22
	福島	726	28. 10. 1	21	748	29. 10. 1	22
	鳥取	715	28. 10. 12	22	738	29. 10. 6	23
	島根	718	28. 10. 1	22	740	29. 10. 1	22
_	愛媛	717	28. 10. 1	21	739	29. 10. 1	22
D	高 知	715	28. 10. 16	22	737	29. 10. 13	22
	佐賀	715	28. 10. 2	21	737	29. 10. 6	22
	長 崎	715	28. 10. 6	21	737	29. 10. 6	22
	熊本	715	28. 10. 1	21	737	29. 10. 1	22
	大 分	715	28. 10. 1	21	737	29. 10. 1	22
	宮崎	714	28. 10. 1	21	737	29. 10. 6	23
	鹿児島	715	28. 10. 1	21	737	29. 10. 1	22
	沖縄	714	28. 10. 1	21	737	29. 10. 1	23

資料出所:「平成30年度版最低賃金決定要覧(労働調査会出版局編)」

#### 給与勧告の実施状況等

	人事院勧告				経済社会事情			
年度	勧告月日	内容 (ベア率)	実施時期	勧告の実施状況 (国会決定)			春闘賃上率	
16	8月6日	なし			_	0.0	1.67	
17	8月15日	△ 0.36	給与法公布日 の翌月	勧告どおり	_	△ 0.3	1.71	
18	8月8日	なし			_	0.3	1.79	
19	8月8日	0.35	4月1日	勧告どおり (指定職は見送り)	0.4	0.0	1.87	
20	8月8日	なし			△ 4.1	1.4	1.99	
21	8月11日	△ 0.22	給与法公布日 の翌月	勧告どおり	△ 3.4	△ 1.4	1.83	
22	8月10日	△ 0.19	給与法公布日 の翌月	勧告どおり	1.5	△ 0.7	1.82	
23	9月30日	△ 0.23	給与法公布日 の翌月	勧告どおり	△ 1.1	△ 0.3	1.83	
24	8月8日	なし	*		0.1	0.0	1.78	
25	勧告なし		*		2.6	0.4	1.80	
26	8月7日	0.27	4月1日	勧告どおり	2.2	2.7	2.19	
27	8月6日	0.36	4月1日	勧告どおり	3.0	0.8	2.38	
28	8月8日	0.17	4月1日	勧告どおり	1.0	△ 0.1	2.14	
29	8月8日	0.15	4月1日	勧告どおり	1.7	0.5	2.11	
30	8月10日	0.16	4月1日			_	2.26	

(資料出所) 1. 内閣府(経済成長率(GDP)、名目、対前年比)

- 2. 総務省統計局(消費者物価指数、対前年比)
- 3. 厚生労働省(「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」、春闘賃上げ率=定昇込み)

※: 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づき、平成24年4月から給与減額 支給措置を実施(平成26年3月まで)